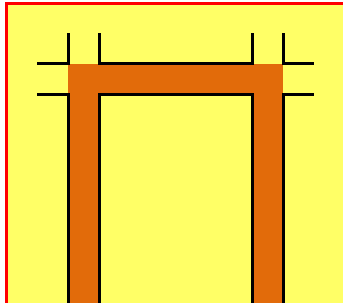


都市計画区域

地元企業支援型

- ・指定する幹線道路の沿道地区であること。
- ・原則9.5m以上の道路に接道又は接道予定であること。
- ・0.5ha以上の街区を形成すること。
- ・農用地区域は除く。



ほ場整備の予定がある区域は不可

大篠津町駅
和田浜駅
弓ヶ浜駅
河崎口駅

300m程度

市街化調整区域

鉄道駅周辺型

- ・原則6m以上の道路に接道又は接道予定であること。
- ・0.5ha以上の街区を形成すること。
- ・駅から半径300m程度であること。
- ・駅利用を促進する

市街化区域

主要幹線道路

伯耆大山駅
鉄道駅周辺型

500m程度

鉄道駅

鉄道駅

東福原・中島の一部

逆線引き型
(以前市街化区域であったエリア)

- ・原則6m以上の道路に接道又は接道予定であること。
- ・0.5ha以上の街区を形成すること。
- ・逆線引き区域内であること。

工業地域

市街化区域
工業専用地域

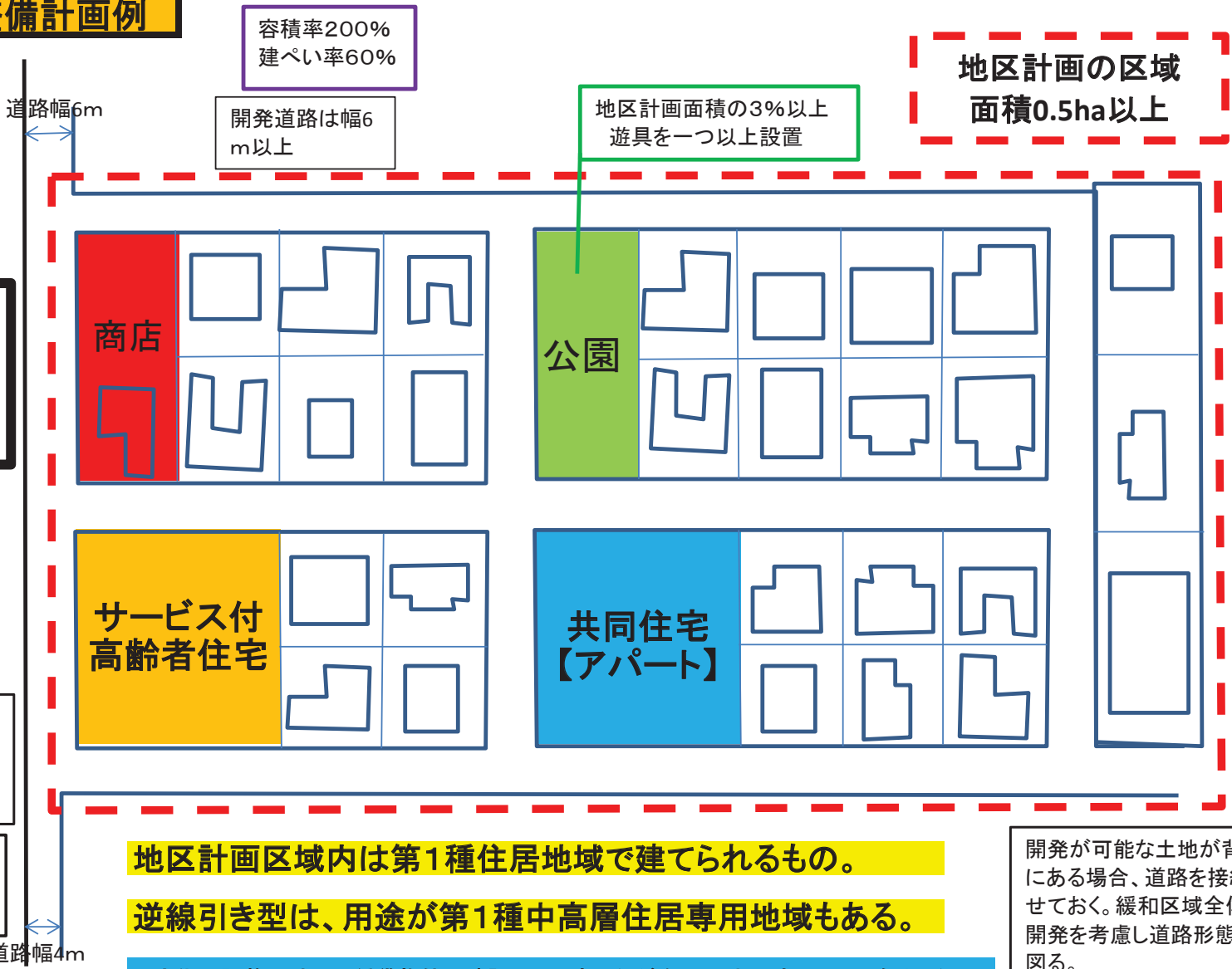
500m程度

工業型

和田浜工業団地と崎津工業団地の間

- ・工業専用地域の隣接側(500メートル程度)
- ・原則9.5m以上の道路に接道又は接道予定であること。
- ・0.5ha以上の街区を形成すること。
- ・農用地区域は除く。

住居系地区整備計画例



容積率200%
建ぺい率60%

開発道路は幅6m以上

地区計画面積の3%以上
遊具を一つ以上設置

地区計画の区域
面積0.5ha以上

道路幅6m

道路幅4m

既存道路は幅6m以上。ネットワークで幅4m以上ある道路。

地区計画に接している道路は幅6m以上であること。

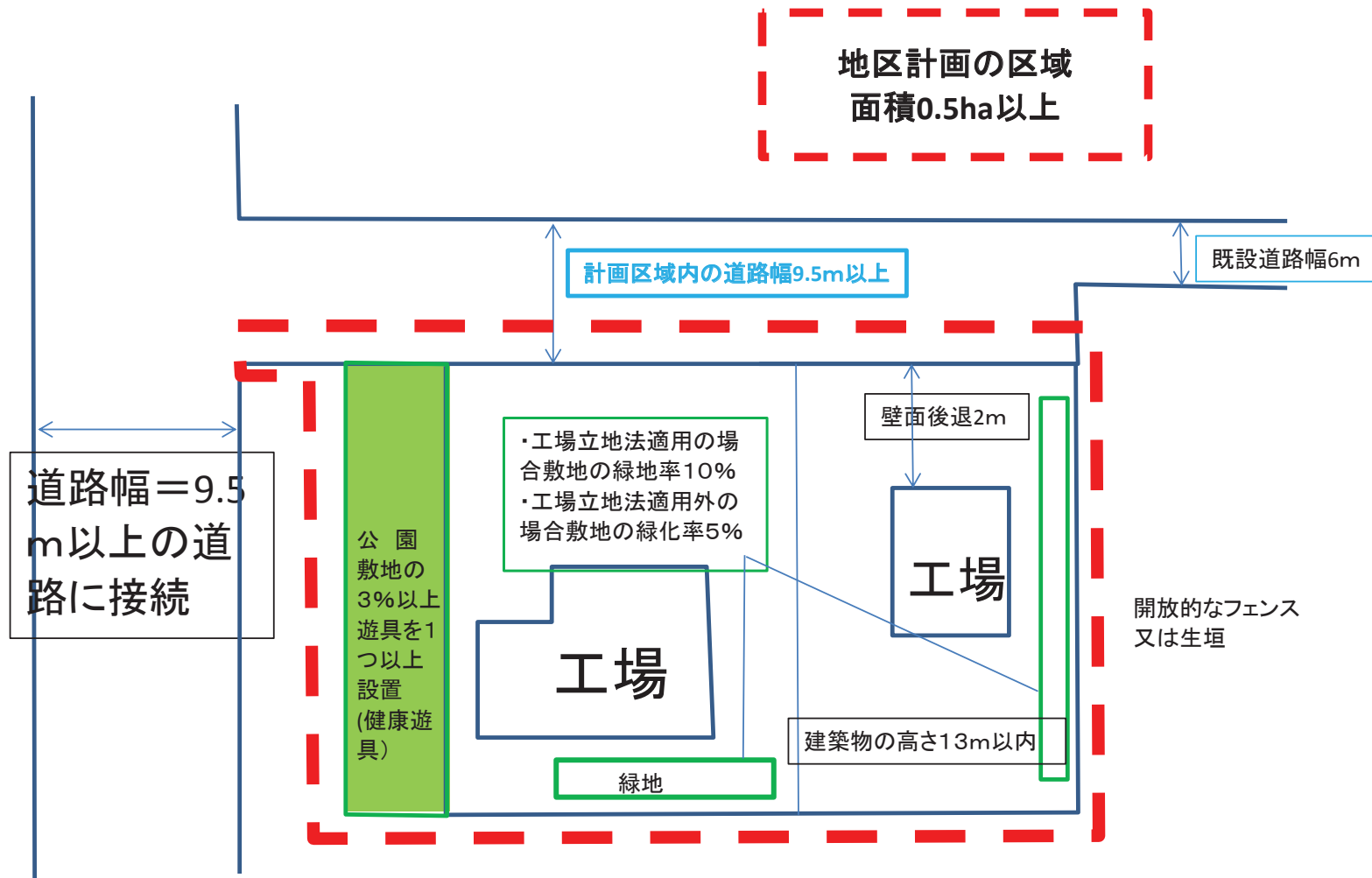
地区計画区域内は第1種住居地域で建てられるもの。

逆線引き型は、用途が第1種中高層住居専用地域もある。

※市街化調整区域には賃貸物件は建設不可であったが今回の地区計画では可能とした。

開発が可能な土地が背面にある場合、道路を接続させておく。緩和区域全体の開発を考慮し道路形態を図る。

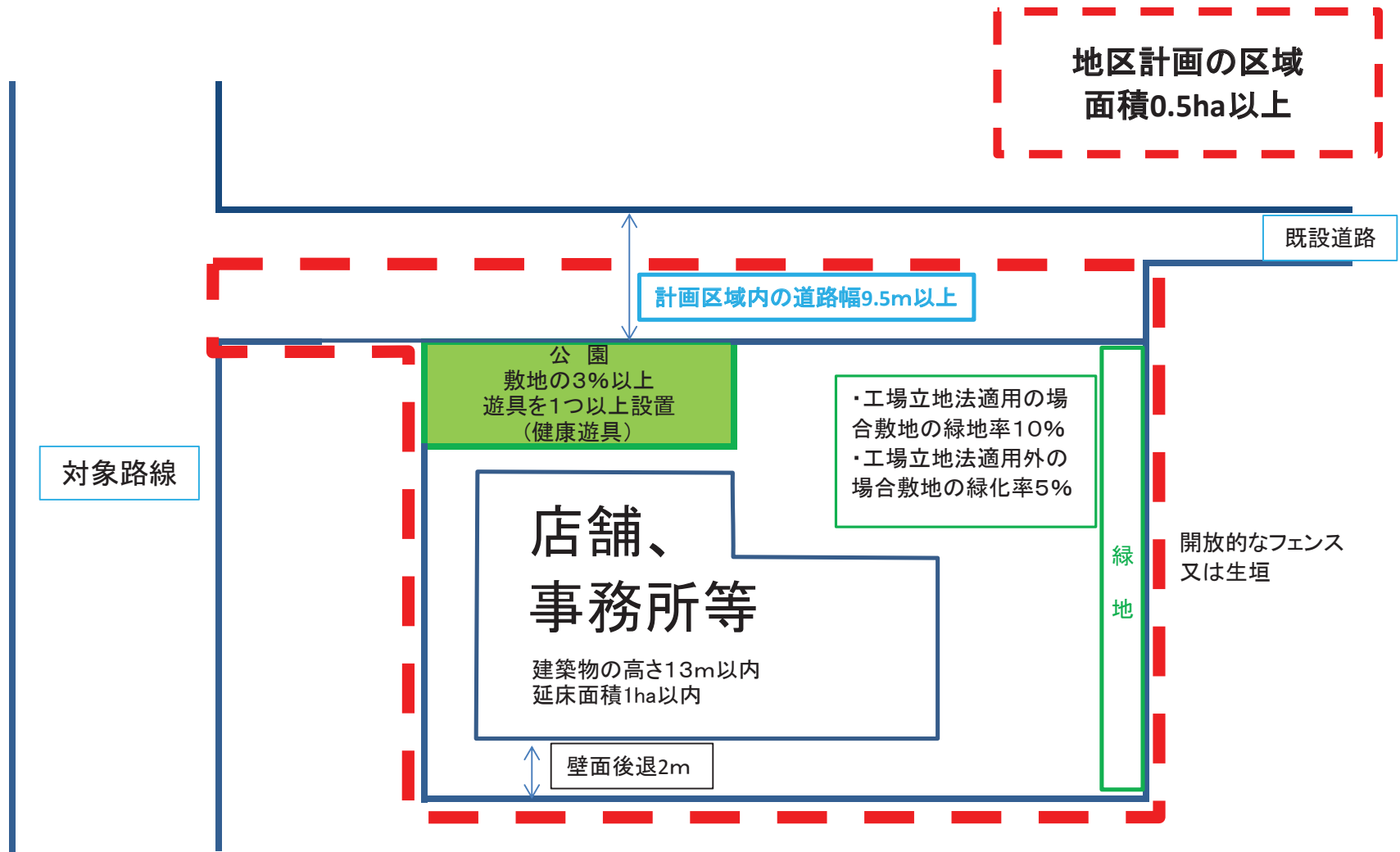
工業系地区整備計画例



地区計画区域内は工業専用地域で建てられるもの。

容積率200%以内
建ぺい率60%以内

地元企業支援型地区整備計画例



地区計画区域内は準工業地域で建てられるもの。
ただし、住宅系は除く。

容積率200%以内
建ぺい率60%以内

(注) 地区計画の対象となりうる場合でも、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われると認められない場合は適用しない。